㈐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

㈒　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

㈓　上記㈐及び㈑は同一工事の施工実績を有し、㈒は同一工事でなくてもよいが、㈐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が単体有資格業者の同種工事の施工実績を有するとともに、その他構成員で、橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記㈐及び㈑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「単体有資格業者の橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当するその他構成員の実績」という。）を有すること。また、橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記㈐及び㈒の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「単体有資格業者の橋梁上部工事の施工を担当するその他構成員の実績」という。）を有すること（上記㈐及び㈑又は㈐及び㈒は同一工事の施工実績を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、単体有資格業者の同種工事の施工実績、単体有資格業者の橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当するその他構成員の実績及び単体有資格業者の橋梁上部工事の施工を担当するその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㈐から㈒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㈐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

㈒　上記㈐及び㈑は同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、すべての構成員が異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㈐から㈒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㈐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㈑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

㈒　上記㈐及び㈑は同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、すべての構成員が異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(i)　単体有資格業者、異工種ＪＶ又は経常ＪＶは、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(j)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

(k)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(l)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(2)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事（基礎工を含む。）又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　単体有資格業者の配置予定技術者においては、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２(1)(f)に掲げる単体有資格業者の同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること。

１）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）を同一工事で施工した経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２(1)(f)(ｱ)及び(ｳ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）を同一工事で施工した経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者においては、平成７年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記１）及び２）に掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること。

１）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２(1)(g)１）に掲げる異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。